

令和3年12月28日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所：鹿島建設株式会社
東京都港区元赤坂1-3-1
2. 指名停止措置期間 : 1ヵ月 令和3年12月28日～令和4年1月27日
3. 指名停止措置の範囲 : 中間貯蔵事業所に係る案件

4. 事実概要

令和3年12月20日、鹿島建設株式会社は環境省より鹿島・東急・飛島特定建設工事共同企業体として請負い運営管理している受入・分別処理施設において、大成・日本国土特定建設工事共同企業体から除去土壌を受入れした際、輸送車両に積載した大型土のうから発生した漏水を回収せずに雨水排水路へ流出させたこと、またこの事案を環境省の監督職員への報告を2ヶ月余り怠っていたことについて、福島地方環境事務所から契約違反として1ヵ月の指名停止措置を受けたことが公表された。

5. 指名停止措置理由

上記4は、当社指名停止措置要領（平成16年4月1日要領第14号）別表1第4号（契約違反）に該当すると認められる。

「指名停止等措置要領」別表第1第4号

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、会社発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 4ヵ月以内

以上